

幼児食へのステップアップ教室 (予約制)

▷日時 5月30日(木)13:30~14:30
 ▷場所 台東保健所3階大会議室
 ▷対象 区内在住の令和5年1~6月生まれの子供の保護者(第1子、初めて参加する方優先)
 ▷定員 20組(先着順)
 ▷内容 離乳食から幼児食へステップアップする頃のポイント、試食(保護者のみ)
 ▷申込開始日時 4月22日(月)9:00
 ▷申込み・問合せ 台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9440

プレママ・パパ交流会 (予約制)

先輩ママ・パパや赤ちゃん(生後1~3か月)と、情報交換や交流ができます。
 ▷日時 ①5月15日(水)14:30~15:00
 ②21日(火)11:00~11:30
 ▷対象 区内在住の妊婦とそのパートナー
 ▷定員 各10組程度(先着順)
 ▷場所・申込み・問合せ
 ①浅草保健相談センター TEL (3844) 8172
 ②台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

養育費の受け取りを支援します

離婚後の養育費・親子交流等に関する取り決め、継続的な養育費の受け取りを支援します。
 ▷対象 18歳以下の児童を持つ母子家庭の母、父子家庭の父または離婚を考えている父母
 ※いずれも要事前相談
 ●公正証書作成等手数料補助
 債務名義となる公正証書の作成や、家庭裁判所への調定申立手数料等を補助します。
 ▷対象経費 公正証書作成に要する公証人手数料、家事調停・家事審判への申立

に要する印紙代等
 ▷補助上限額 3万円
 ●ADR(裁判外紛争解決手続)利用補助(新規)
 ADRを利用して養育費の取り決めを行った場合に、その費用の一部を補助します。
 ▷対象経費 弁護士会等への依頼料、手数料等
 ▷補助上限額 3万円
 ●「子供の養育プラン」作成支援
 離婚後の子供の養育のため、養育費や面会交流に関する取り決めシートの作成を、母子父子自立支援員が支援します。
 ▷問合せ 子育て・若者支援課(区役所6階6番) TEL (5246) 1232

6年度第1回台東区次世代育成支援地域協議会傍聴者募集

▷日時 5月14日(火)19:00
 ▷場所 区役所10階会議室
 ▷内容 事業報告ほか
 ▷申込方法 電子申請か問合せ先へ
 ▷申込締切日 5月13日(月)17:00
 ※託児(生後57日以上未就学児)希望の場合、4月30日(火)17:00までに電子申請か問合せ先へ
 ▷問合せ 子育て・若者支援課 TEL (5246) 1237



光化学スモッグにご注意ください

光化学スモッグは、自動車や工場から排出された窒素酸化物等が、太陽からの紫外線を受けて化学反応を起こし発生します。晴天で風が弱く、気温が高い日に発生しや

すいのでご注意ください。
 目がチカチカする・のどが痛む等の症状が出たら室内に入り、洗眼やうがいをして、症状が良くならない場合は病院等で診察を受けてください。
 化学スモッグ注意報等については、防災行政無線で放送します。
 ▷被害にあったときは 台東保健所保健予防課(土・日曜日・祝日を除く) TEL (3847) 9471
 東京都保健医療情報センター(土・日曜日・祝日・夜間は自動音声案内) TEL (5272) 0303
 ▷問合せ 台東区環境課 TEL (5246) 1283



国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した方へ~届出をお忘れなく~

国民健康保険の加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課(区役所2階2番)、区民事務所・同分室で国民健康保険をやめる手続きをしてください。届出により国民健康保険料が変更となる場合は、後日世帯主あてに保険料変更通知書を送付します。
 ▷必要なもの 職場の健康保険証(写し可)、台東区の国民健康保険証、マイナンバーが確認できる物(いずれも保険証が変わる方全員分)
 ※郵送での手続きを希望する方は、国民健康保険を喪失するための書類と返信用封筒を郵送しますので、お問合せください。
 ●ご注意ください
 職場の健康保険は保険証に記載されている「資格取得年月日」または「扶養認定年月日」より有効となります。資格取得年月日等以降に台東区の国民健康保険証を使って診療を受けた場合、区が負担した医療費(総医療費の7~8割分)を返還してもらうこととなります。
 ▷問合せ 国民健康保険課 TEL (5246) 1252

月日)より有効となります。資格取得年月日等以降に台東区の国民健康保険証を使って診療を受けた場合、区が負担した医療費(総医療費の7~8割分)を返還してもらうこととなります。
 ▷問合せ 国民健康保険課 TEL (5246) 1252



金婚・ダイヤモンド婚 おめでとうございます

●金婚
 ・新井英夫・三枝子(橋場2)
 ・黒田好一・眞佐子(三筋1)
 ・星貴代志・節子(千束4)
 ・高橋富士男・由美子(千束1)
 ●ダイヤモンド婚
 ・石井孝信・鎮子(谷中1)
 ・榎本剛一・洋子(浅草橋3)
 結婚50周年(ダイヤモンド婚は60周年)を迎えるご夫婦で2月までに申請した方を掲載しています(申請順・敬称略)。掲載を希望する方は、ご連絡ください。
 ▷申込み・問合せ 高齢福祉課 TEL (5246) 1221

補助犬を希望する方へ

▷対象 区内在住の満18歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳を持ち、次の条件を満たす方 ①視覚障害1級(盲導犬) ②肢体不自由1・2級(介助犬) ③聴覚障害2級(聴導犬)
 ※その他所得や補助犬訓練事業者との事前相談等の要件がありますので、詳しくは申請前にお問合せください。
 ▷問合せ 障害福祉課 TEL (5246) 1201

6年度の保険料率等が決定しました(国民健康保険、後期高齢者医療制度)

●国民健康保険料 6年度の所得割料率・均等割額が下表のように決定しました。6月14日(金)に国民健康保険料の通知を発送します。

	所得割料率			均等割額 ※2			最高限度額		
	6年度	5年度	前年度比較(ポイント)	6年度	5年度	前年度比較	6年度	5年度	前年度比較
医療分	8.69%	7.17%	+1.52	49,100円	45,000円	+4,100円	65万円	65万円	—
後期高齢者支援金分	2.80%	2.42%	+0.38	16,500円	15,100円	+1,400円	24万円	22万円	+2万円
小計	11.49%	9.59%	+1.90	65,600円	60,100円	+5,500円	89万円	87万円	+2万円
介護納付金分 ※1	2.19%	1.99%	+0.20	16,500円	16,200円	+300円	17万円	17万円	—
合計	13.68%	11.58%	+2.10	82,100円	76,300円	+5,800円	106万円	104万円	+2万円

※1 国民健康保険料に含まれる介護納付金分は、40~64歳の方が対象です。65歳以上の方の介護保険料は、介護保険課より別途通知されます。
 ※2 義務教育就学前の被保険者は均等割額が5割減額されます。

●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方を対象とした医療制度です。後期高齢者医療保険料は東京都後期高齢者医療広域連合で決められ、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、都内で均一です。

$$\text{保険料額 (限度額80万円 ※1)} = \text{均等割額 被保険者一人あたり47,300円} + \text{所得割額 賦課のもととなる所得金額} \times 9.67\% \text{ ※2}$$

※1 次の全てに該当する方は、6年度に限り激変緩和措置により賦課限度額が73万円になります。①昭和24年3月31日以前に生まれた ②障害認定を受け、被保険者の資格を有している
 ※2 6年度の所得割率は、激変緩和措置により、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は8.78%となります。7年度には全ての被保険者の所得割率が9.67%となります。

保険料率等について、詳しくは区HPをご確認ください。

▷問合せ 国民健康保険については国民健康保険課資格係 TEL (5246) 1252
 後期高齢者医療制度については国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491



◀国民健康保険

◀後期高齢者医療制度